

第2回

松江市・東出雲町 合併任意協議会

会議資料



日時：平成21年12月17日(木)午後1時

場所：タウンプラザしまね

目 次

議 事

報告(1) 両市町の住民への協議経過等の情報提供について	1
議案(1) 合併の方式について	2
議案(2) 合併の期日について	10
議案(3) 合併後の市の名称について	15
議案(4) 合併後の市の事務所の位置について	17
議案(5) 財産及び債務の取扱いについて	22
議案(6) 特別職の身分の取扱いについて	37
議案(7) 一般職の職員の身分の取扱いについて	43
議案(8) 消防団の取扱いについて	49
協議(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	55
協議(2) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	65

1. 議事

報告(1)

両市町の住民への協議経過等の情報提供について

両市町の住民への協議経過等の情報提供について、下記のとおり行うので報告する。

平成21年12月17日報告

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松浦正敬

記

1. 任意協議会だよりの発行

- ・松江市・東出雲町合併任意協議会だよりの「縁のかたらい」第1号を平成21年12月17日に約95,000部発行。第2号以降も同様に会議終了後発行予定。
- ・新聞折込(山陰中央新報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、中国新聞、日本海新聞、日本経済新聞)のほか、松江市役所及び各支所、東出雲町役場、松江市及び東出雲町の各公民館へ配布。

2. 両市町のホームページによる周知

- ・第1回松江市・東出雲町合併任意協議会の会議資料・会議録及び任意協議会だよりを松江市及び東出雲町のホームページに掲載。第2回以降も同様。

3. その他情報提供

- ・松江市役所情報公開室及び各支所、東出雲町役場企画商工課において第1回松江市・東出雲町合併任意協議会会議資料及び会議録の閲覧可能。第2回以降も同様。

議案（１）

合併の方式について、下記のとおり提案する。

平成 21 年 12 月 17 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

合併の方式について

合併の方式は、八束郡東出雲町の区域を松江市に編入する編入合併とする。

(参考資料)

理由

・両市町では、人口規模、財政規模、行政規模、都市機能などの面において大きな差がある。合併先例自治体においても、合併関係自治体間の規模の違いから規模の大きな自治体への編入合併により合併後の市がスタートする事例が多い。

・新設合併の場合、条例・規則等はすべて失効するので、新たに制定することになり、制定手続きの煩雑さ（市長職務執行者の専決処分・暫定施行・合併後逐次制定）と制定手続きに伴う作業量は増大する。編入合併の場合、編入する側の条例・規則等が存続するので、合併協議の結果を踏まえ、必要な部分の改正、制定を行うことになり、事務負担が少なくすむ。

・新設合併の場合、編入合併に比べて、様々な点を通して、作業に伴う人件費と事務的経費が大きくなり、編入合併の場合の方が合併作業のコストは抑制できる。

合併の方式に関する根拠法令

『地方自治法』

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 (略)

4 (略)

5 第1項及び第3項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

6 第1項及び前3項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項若しくは第4項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

8 第1項、第3項又は第4項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

『市町村の合併の特例等に関する法律』

(定義)

第2条 この法律において「市町村の合併」とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

新設合併と編入合併の比較

		新 設 合 併		編 入 合 併	
定義		2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。		市町村の区域の全部又は一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。	
法人格		新たに法人格が発生する。		編入する市町村の法人格が継続する。	
合併市町村の名称		新たに制定する。		編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。	
事務所の位置		新たに制定する。		通常は編入する市町村の事務所の位置となる。	
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。		編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。	
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。		編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）	
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。		次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。 （増加分は編入された区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。	
	現 状	松江市	議員34名		
		東出雲町	議員16名		
農業委員会の委員（合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合）	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。		編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の委員は全て失職する。	
	特例	合併関係市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、80人を超えない範囲で、1年以内の間、在任できる。		編入される（消滅する）市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人を超えない範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	
	現 状	松江市	委員37名	選挙30名（選挙区：松江湖北6名、松江東4名、松江湖南5名、鹿島・島根4名、美保関・八束3名、八雲・玉湯4名、宍道4名） 選任7名（うち学識経験者4名）	
		東出雲町	委員17名	選挙13名 選任4名（うち学識経験者1名）	
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）		編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される（消滅する）市町村の特別職の職員は全員失職する。	
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）		編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）	

（注）農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

最近の合併事例における合併の方式について

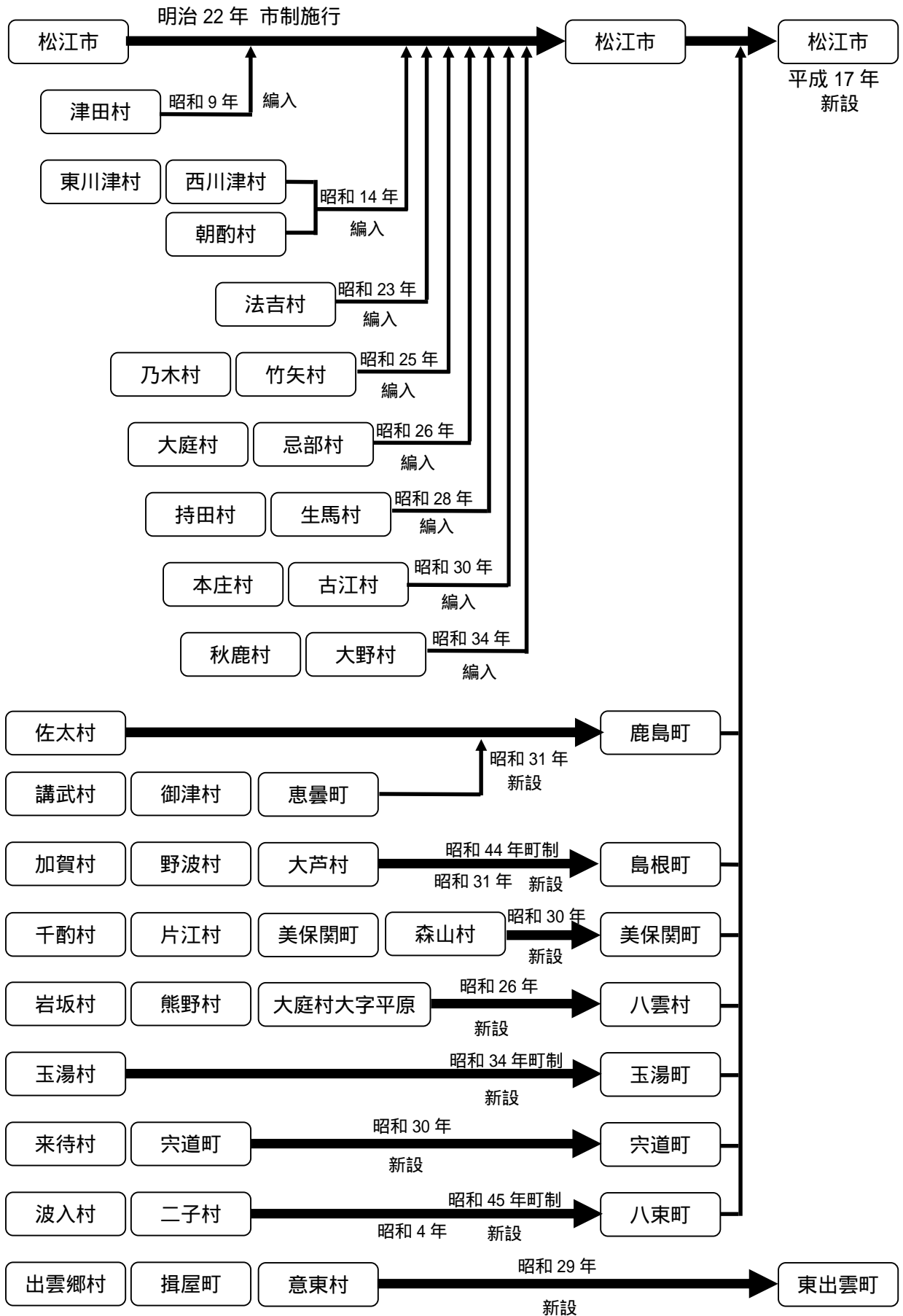
	市町村名	合併年月日	関係市町村		合併の方式
			市町村名	人口(H17国調)	
1	佐世保市 (長崎県)	H22.3.31 (予定)	佐世保市	248,041	編入
			北松浦郡江迎町	5,922	
			北松浦郡鹿町町	5,390	
2	小林市 (宮崎県)	H22.3.23 (予定)	小林市	38,923	編入
			西諸県郡野尻町	8,670	
3	宮崎市 (宮崎県)	H22.3.23 (予定)	宮崎市	310,123	編入
			宮崎郡清武町	28,696	
4	熊本市 (熊本県)	H22.3.23 (予定)	熊本市	669,603	編入
			下益城郡城南町	19,641	
5	熊本市 (熊本県)	H22.3.23 (予定)	熊本市	669,603	編入
			鹿本郡植木町	30,772	
6	久喜市 (埼玉県)	H22.3.23 (予定)	久喜市	72,522	新設
			南埼玉郡菖蒲町	21,425	
			北葛飾郡栗橋町	26,675	
			北葛飾郡鷺宮町	34,062	
7	湖西市 (静岡県)	H22.3.23 (予定)	湖西市	44,057	編入
			浜名郡新居町	16,937	
8	始良市 (鹿児島県)	H22.3.23 (予定)	始良郡加治木町	22,908	新設
			始良郡始良町	44,671	
			始良郡蒲生町	7,261	
9	近江八幡市 (滋賀県)	H22.3.21 (予定)	近江八幡市	68,530	新設
			蒲生郡安土町	12,080	
10	富士川町 (山梨県)	H22.3.8 (予定)	南巨摩郡増穂町	13,111	新設
			南巨摩郡鵜沢町	4,294	
11	八女市 (福岡県)	H22.2.1 (予定)	八女市	38,951	編入
			八女郡黒木町	13,615	
			八女郡立花町	11,662	
			八女郡矢部村	1,613	
			八女郡星野村	3,554	

	市町村名	合併年月日	関係市町村		合併の 方式
			市町村名	人口(H17国調)	
12	豊川市 (愛知県)	H22.2.1 (予定)	豊川市	120,967	編入
			宝飯郡小坂井町	21,881	
13	長野市 (長野県)	H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入
			上水内郡信州新町	5,535	
			上水内郡中条村	2,525	
14	糸島市 (福岡県)	H22.1.1 (予定)	前原市	67,275	新設
			糸島郡二丈町	13,409	
			糸島郡志摩町	17,290	
15	長浜市 (滋賀県)	H22.1.1 (予定)	長浜市	62,225	編入
			東浅井郡虎姫町	5,582	
			東浅井郡湖北町	8,926	
			伊香郡高月町	10,242	
			伊香郡木之本町	8,519	
			伊香郡余呉町	3,931	
			伊香郡西浅井町	4,622	
16	宮古市 (岩手県)	H22.1.1 (予定)	宮古市	60,250	編入
			下閉伊郡川井村	3,338	
17	湧別町 (北海道)	H21.10.5	紋別郡上湧別町	5,841	新設
			紋別郡湧別町	4,917	
18	清須市 (愛知県)	H21.10.5	清須市	55,038	編入
			西春日井郡春日町	8,320	
19	気仙沼市 (宮城県)	H21.9.1	気仙沼市	58,320	編入
			本吉郡本吉町	11,588	
20	高崎市 (群馬県)	H21.6.1	高崎市	245,100	編入
			多野郡吉井町	24,987	
21	前橋市 (群馬県)	H21.5.5	前橋市	318,584	編入
			勢多郡富士見村	22,320	
22	阿智村 (長野県)	H21.3.31	下伊那郡阿智村	6,003	編入
			同郡清内路村	777	
23	日南市 (宮崎県)	H21.3.30	日南市	44,227	新設
			南那珂郡北郷町	5,073	
			南那珂郡南郷町	11,614	
24	真岡市 (栃木県)	H21.3.23	真岡市	66,362	編入
			芳賀郡二宮町	16,640	

	市町村名	合併年月日	関係市町村		合併の 方式
			市町村名	人口(H17国調)	
25	藤枝市 (静岡県)	H21.11.1	藤枝市	129,248	編入
			志太郡岡部町	12,696	
26	静岡市 (静岡県)	H20.11.1	静岡市	700,886	編入
			庵原郡由比町	9,600	
27	富士市 (静岡県)	H20.11.1	富士市	236,474	編入
			庵原郡富士川町	16,823	
28	焼津市 (静岡県)	H20.11.1	焼津市	120,109	編入
			志太郡大井川町	22,992	
29	伊佐市 (鹿児島県)	H20.11.1	大口市	22,119	新設
			伊佐郡菱刈町	9,380	
30	熊本市 (熊本県)	H20.10.6	熊本市	669,603	編入
			下益城郡富合町	7,962	
31	福島市 (福島県)	H20.7.1	福島市	290,869	編入
			伊達郡飯野町	6,488	
32	村上市 (新潟県)	H20.4.1	村上市	30,685	新設
			岩船郡荒川町	11,105	
			岩船郡神林村	10,135	
			岩船郡山北町	7,291	
			岩船郡朝日村	11,489	
33	島田市 (静岡県)	H20.4.1	島田市	96,078	編入
			榛原郡川根町	6,030	

新設 9 例 編入 24 例 (H20年度以降合併例)

両市町の合併の変遷【昭和年代以降】



議案（２）

合併の期日について、下記のとおり提案する。

平成 21 年 12 月 17 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

合併の期日について

合併の期日は、平成 23 年度中とする。
具体的な期日については、法定協議会設置後に協議する。

(参考資料)

理由

- ・ 合併協議から合併の日まで、あまり長い時間を要すると、自治体を取り巻く社会経済情勢の変化が考えられることから、無理の無いできる限り早い時期を目指して検討する必要がある。
- ・ 松江市は、平成17年3月31日に8市町村でそれぞれの自治体を廃して新設合併し、現在も均衡ある地域振興と地域の特色を活かしたまちづくりに取り組んでいる。東出雲町も同じ生活圏域であり、合併するならば早期に市民意識、施策事業の融合一体化を図る必要がある。
- ・ 合併任意協議会での協議終了後は、法定協議会設置後の協議、両市町議会での議決、そして住民周知、詳細な事務事業の調整や電算システムの統合等に時間を要し、平成22年度中の合併は困難である。したがって平成23年度中の合併期日とする。

合併の期日に関する留意事項

- ・ 住民サービスや各種事務の執行上、できる限り住民生活に支障のない期日を定める。
- ・ 合併協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員等の任期（ 1 ）を総合的に勘案して定める。
- ・ 合併するためには、両市町の議会において議決してから県知事への合併申請、県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出、総務大臣の官報告示など様々な手続きがあり相当の日数を要することを考慮して定める。
- ・ 合併期日までに、住民への周知期間、条例規則等の整備、電算システム統合等の作業期間を考慮して定める。
- ・ 年度末や年度当初に合併する場合、通常業務の繁忙期に加え、事務スペースの移転や打ち切り決算への対応などの作業が加わるため、円滑な移行が懸念されることを考慮する。
- ・ 4月1日に合併する場合、通常の出納整理期間がないことに伴い、決算処理が煩雑となることや前年度に帰属すべき歳入歳出が新年度に計上される等の課題を考慮する。

	任 期		
	市 町 長	議 会 議 員	農 業 委 員 会 委 員
松 江 市	平成25年4月23日	平成25年4月23日	平成23年7月23日
東出雲町	平成23年8月31日	平成22年9月30日	平成23年7月19日

(1) 市町長、議会の議員及び農業委員会の委員の任期を考慮する必要がある。

先進事例

最近の合併事例における合併期日について

	市町村名	関係市町村		協議会設置時期		調印日	議決日	合併期日 (予定含む)
		市町村名	人口 (H17国調)	任意	法定			
1	佐世保市 (長崎県)	佐世保市	248,041		H20.7.4	H21.3.25	H21.4.4	H22.3.31 (予定)
		北松浦郡江迎町	5,922				H21.4.10	
		北松浦郡鹿町町	5,390				H21.4.8	
2	小林市 (宮崎県)	小林市	38,923		H20.12.1	H21.1.21	H21.1.29	H22.3.23 (予定)
		西諸県郡野尻町	8,670				H21.1.29	
3	宮崎市 (宮崎県)	宮崎市	310,123		H19.12.26	H21.3.4	H21.3.13	H22.3.23 (予定)
		宮崎郡清武町	28,696				H21.3.10	
4	熊本市 (熊本県)	熊本市	669,603	H20.1.11	H20.10.2	H21.7.6	H21.7.13	H22.3.23 (予定)
		下益城郡城南町	19,641				H21.7.10	
5	熊本市 (熊本県)	熊本市	669,603		H20.12.4	H21.7.6	H21.7.13	H22.3.23 (予定)
		鹿本郡植木町	30,772				H21.7.9	
6	久喜市 (埼玉県)	久喜市	72,522		H20.4.1	H21.5.28	H21.6.24	H22.3.23 (予定)
		南埼玉郡菖蒲町	21,425				H21.6.11	
		北葛飾郡栗橋町	26,675				H21.6.24	
		北葛飾郡鷺宮町	34,062				H21.6.15	
7	湖西市 (静岡県)	湖西市	44,057	H20.3.24	H20.7.2	H21.6.8	H21.7.31	H22.3.23 (予定)
		浜名郡新居町	16,937				H21.7.31	
8	姶良市 (鹿児島県)	姶良郡加治木町	22,908		H21.3.1	H21.6.6	H21.6.24	H22.3.23 (予定)
		姶良郡姶良町	44,671				H21.6.24	
		姶良郡蒲生町	7,261				H21.6.24	
9	近江八幡市 (滋賀県)	近江八幡市	68,530		H21.4.1	H21.5.31	H21.6.12	H22.3.21 (予定)
		蒲生郡安土町	12,080				H21.6.15	
10	富士川町 (山梨県)	南巨摩郡増穂町	13,111		H20.9.24	H21.6.5	H21.6.12	H22.3.8 (予定)
		南巨摩郡鯉沢町	4,294				H21.6.19	
11	八女市 (福岡県)	八女市	38,951		H19.12.3	H20.5.26	H20.7.14	H22.2.1 (予定)
		八女郡黒木町	13,615				H20.7.14	
		八女郡立花町	11,662				H20.7.14	
		八女郡矢部村	1,613				H20.7.14	
		八女郡星野村	3,554				H20.7.14	

H22.3.8 3.23 は休日明けの開庁日

	市町村名	関係市町村		協議会設置時期		調印日	議決日	合併期日 (予定含む)
		市町村名	人口 (H17国調)	任意	法定			
12	豊川市 (愛知県)	豊川市	120,967		H21.6.16	H21.8.4	H21.8.11	H22.2.1 (予定)
		宝飯郡小坂井町	21,881				H21.8.11	
13	長野市 (長野県)	長野市	378,512		H20.10.2	H21.2.19	H21.3.23	H22.1.1 (予定)
		上水内郡信州新町	5,535				H21.3.18	
		上水内郡中条村	2,525				H21.3.18	
14	糸島市 (福岡県)	前原市	67,275		H19.12.26	H20.12.19	H20.12.19	H22.1.1 (予定)
		糸島郡二丈町	13,409				H20.12.19	
		糸島郡志摩町	17,290				H20.12.19	
15	長浜市 (滋賀県)	長浜市	62,225	H20.6.25	H21.2.16	H21.3.3	H21.3.17	H22.1.1 (予定)
		東浅井郡虎姫町	5,582				H21.3.9	
		東浅井郡湖北町	8,926				H21.3.5	
		伊香郡高月町	10,242				H21.3.10	
		伊香郡木之本町	8,519				H21.3.11	
		伊香郡余呉町	3,931				H21.3.6	
		伊香郡西浅井町	4,622				H21.3.9	
16	宮古市 (岩手県)	宮古市	60,250		H20.7.30	H21.5.28	H21.6.12	H22.1.1 (予定)
		下閉伊郡川井村	3,338				H21.6.12	
17	湧別町 (北海道)	紋別郡上湧別町	5,841	検討会	H20.8.12	H21.4.2	H21.5.19	H21.10.5
		紋別郡湧別町	4,917				H21.5.19	
18	清須市 (愛知県)	清須市	55,038		H20.4.1	H20.11.25	H20.12.22	H21.10.5
		西春日井郡春日町	8,320				H20.12.19	
19	気仙沼市 (宮城県)	気仙沼市	58,320		H19.10.16	H20.10.22	H20.10.29	H21.9.1
		本吉郡本吉町	11,588				H20.10.29	
20	高崎市 (群馬県)	高崎市	245,100		H20.7.2	H20.10.16	H21.1.8	H21.6.1
		多野郡吉井町	24,987				H21.1.13	
21	前橋市 (群馬県)	前橋市	318,584		H20.1.15	H20.8.7	H20.8.18	H21.5.5
		勢多郡富士見村	22,320				H20.8.12	
22	阿智村 (長野県)	下伊那郡阿智村	6,003	H20.2.7	H20.6.16	H20.9.3	H20.9.10	H21.3.31
		同郡清内路村	777				H20.9.10	
23	日南市 (宮崎県)	日南市	44,227		H19.9.28	H20.3.7	H20.3.24	H21.3.30
		南那珂郡北郷町	5,073				H20.3.10	
		南那珂郡南郷町	11,614				H20.3.24	

	市町村名	関係市町村		協議会設置時期		調印日	議決日	合併期日 (予定含む)
		市町村名	人口 (H17国調)	任意	法定			
24	真岡市 (栃木県)	真岡市	66,362	準備会	H19.9.25	H20.8.6	H20.9.24	H21.3.23
		芳賀郡二宮町	16,640				H20.9.11	
25	藤枝市 (静岡県)	藤枝市	129,248		H20.7.1	H20.2.19	H20.2.20	H21.1.1
		志太郡岡部町	12,696				H20.2.26	
26	静岡市 (静岡県)	静岡市	700,886		H19.7.9	H19.12.5	H19.12.12	H20.11.1
		庵原郡由比町	9,600				H19.12.12	
27	富士市 (静岡県)	富士市	236,474		H18.11.20	H20.1.28	H20.2.13	H20.11.1
		庵原郡富士川町	16,823				H20.2.13	
28	焼津市 (静岡県)	焼津市	120,109	準備会	H19.4.2	H20.2.13	H20.3.19	H20.11.1
		志太郡大井川町	22,992				H20.3.21	
29	伊佐市 (鹿児島県)	大口市	22,119		H18.8.28	H19.10.5	H19.10.16	H20.11.1
		伊佐郡菱刈町	9,380				H19.10.15	
30	熊本市 (熊本県)	熊本市	669,603	H18.5.19	H19.1.5	H19.10.31	H19.11.6	H20.10.6
		下益城郡富合町	7,962				H19.11.1	
31	福島市 (福島県)	福島市	290,869		H19.1.1	H19.6.5	H19.6.8	H20.7.1
		伊達郡飯野町	6,488				H19.6.8	
32	村上市 (新潟県)	村上市	30,685	H18.9.6	H19.4.1	H19.8.10	H19.8.21	H20.4.1
		岩船郡荒川町	11,105				H19.8.21	
		岩船郡神林村	10,135				H19.8.21	
		岩船郡山北町	7,291				H19.8.21	
		岩船郡朝日村	11,489				H19.8.21	
33	島田市 (静岡県)	島田市	96,078	H18.7.5	H18.12.15	H19.8.7	H19.9.28	H20.4.1
		榛原郡川根町	6,030				H19.9.11	

議案（３）

合併後の市の名称について、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

合併後の市の名称について

合併後の市の名称は、松江市とする。

(参考資料)

理由

- ・松江市は県庁所在地であり、また、京都市、奈良市とともに全国に3団体しかない国際文化観光都市として知名度、対外的なアピール度が高く、松江市という名称はブランドとして定着している。引き続き松江市の名称を使用することが、住民理解を得やすい。
- ・新たな名称もしくは、東出雲町にした場合、松江市側における名称の変更（建築物、印刷物等）に多大な経費がかかる。
- ・編入合併の場合、合併後の市の名称については、編入をする市町村の名称とすることが一般的である。

市の名称に関する留意事項

- ・その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称にする必要がある。
- ・新設合併の場合、合併市町村の法人格は消滅することになり、新しい市町村としての法人格が発生するため、新しい名称を決める必要がある。ただし、従来の市町村の名称を用いる場合も数多くある。
- ・編入合併の場合、編入する市町村の名称とすることが通常。ただし、新たな名称を用いた例もある。

合併後の市の名称に関する根拠法令

『地方自治法』

(地方公共団体の名称)

第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

2 (略)

3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

議案（４）

合併後の市の事務所の位置について、下記のとおり提案する。

平成 21 年 12 月 17 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

合併後の市の事務所の位置について

合併後の市の市役所の位置は、松江市末次町 8 6 番地とする。
また、合併時には、東出雲町役場の位置に支所を置く。

(参考資料)

理由

- ・現在の松江市役所の位置（松江市末次町86番地）は松江市・東出雲町全体のほぼ中心に位置しており、住民の利便性が高い。
- ・松江市役所周辺には国の合同庁舎や、県の本庁、県警察本部等の広域的行政機関が集中しており、機能的、効率的な連携が図りやすい。

事務所の位置に関する留意事項

- ・事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」（地方自治法第4条第2項）に留意しつつ、機能的・効率的な役割分担の観点から事務所の位置を決定する必要がある。

合併後の市の事務所の位置に関する根拠法令

『地方自治法』

(事務所の設置又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

所在及び敷地面積の状況

区 分	松 江 市	東 出 雲 町
所 在	松江市末次町 8 6 番地	東出雲町大字揖屋町 1 1 4 2 番地
敷地面積	17,922.01㎡	5,559.89 ㎡

建物の状況

松江市役所本庁				東出雲町役場本庁			
区 分	構造等	延面積(㎡)	その他	区分	構造等	延面積(㎡)	その他
市役所本館	鉄筋ｺﾝｸﾘ -ﾄ 3F	8,073.43	S37	役場本庁舎	鉄筋ｺﾝｸﾘ -ﾄ 4F	2,434.52	S49
本館西棟	鉄筋ｺﾝｸﾘ -ﾄ 5F	2,837.00	H17	本庁舎西棟	鉄骨 3F	368.77	H4 (増築)
別館	鉄筋ｺﾝｸﾘ -ﾄ 5F	4,627.73	S55				
第 2 別館	鉄筋ｺﾝｸﾘ -ﾄ 4F	568.90					
第 3 別館	鉄骨 3F	702.00					
第 4 別館	鉄筋ｺﾝｸﾘ -ﾄ 5F	2,972.64	S46				
職員会館	鉄骨 3F	221.08					
計		20,002.78		計		3,774.81	

主要官公署の状況

区 分	松 江 市	東 出 雲 町
駅（JR）	松江駅 外5（山陰線）	揖屋駅（山陰線）
郵便局	郵便事業株式会社、松江中央郵便局 外49	東出雲郵便局 外3
警察署	松江警察署 外駐在所18、交番7	駐在所2
国の主な機関	自衛隊島根地方連絡部、航空自衛隊第7警戒群、島根行政評価事務所、島根県公安調査事務所、広島高等検察庁松江支部、広島入国管理局松江出張所、松江区検察庁、松江刑務所松江少年鑑別所、松江地方検察庁、松江地方法務局、松江保護観察所、中国財務局松江財務事務所、松江税務署、島根県環境保健公社島根労働局、松江公共職業安定所、松江社会保険事務所、松江労働基準監督署、島根森林管理署、中国四国農政局島根農政事務所、経済産業省島根原子力保安検査官事務所、軽自動車検査協会島根事務所、中国運輸局島根運輸支局、中国地方整備局松江国道工事事務所、松江地方气象台、松江自然保護官事務所、広島高等裁判所松江支部、松江地方裁判所、松江家庭裁判所、松江簡易裁判所、島根大学	
島根県の機関	島根県警察本部 島根県庁外付属機関	松江家畜保健衛生所

議案（５）

財産及び債務の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

財産及び債務の取扱いについて

東出雲町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて松江市に引き継ぐ。

(参考資料)

財産及び債務の取扱いに関する根拠法令(抜粋)

『地方自治法』

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2～4(略)

5 第1項及び第3項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

6～8(略)

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2～3(略)

(公有財産の範囲及び分類)

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

(1) 不動産

(2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

(3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物

(4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

(5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

(6) 株式、社債(特別の法律により設置された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

(7) 出資による権利

(8) 財産の信託の受益権

2～4(略)

(物品)

第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

(1) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）

(2) 公有財産に属するもの

(3) 基金に属するもの

2～5（略）

(債権)

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2～4（略）

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

3～8（略）

市町村別財産及び債務の状況(平成20年度末現在)

(単位:千円、m²、件、台)

区 分		松江市 H17国調人口 196,603人	東出雲町 H17国調人口 14,193人	合 計 H17国調人口 210,796人	
地 方 債	地方債 *3 H20年度末残高	普通会計 *1	133,332,797	7,705,974	141,038,771
		公営企業会計 *2	130,745,843	8,029,980	138,775,823
		計	264,078,640	15,735,954	279,814,594
	現在高1人当たり(千円/人)	普通会計	678	543	669
		公営企業会計	665	566	658
		計	1,343	1,109	1,327
	普通交付税算入額 *4	普通会計	72,713,746	4,026,932	76,740,678
		公営企業会計	54,457,261	4,010,108	58,467,369
		計	127,171,007	8,037,040	135,208,047
	算入額1人当たり(千円/人)	普通会計	370	284	364
		公営企業会計	277	282	277
		計	647	566	641
	差引き実質負担額	普通会計	60,619,051	3,679,042	64,298,093
		公営企業会計	76,288,582	4,019,872	80,308,454
		計	136,907,633	7,698,914	144,606,547
	負担額1人当たり(千円/人)	普通会計	308	259	305
		公営企業会計	388	283	381
		計	696	542	686
債務負担	債務負担行為 *5 H21年度以降の支出予定額	普通会計	17,580,600	995,614	18,576,214
		公営企業会計	356,470	0	356,470
		計	17,937,070	995,614	18,932,684
支出予定額1人当たり(千円/人)		91	70	90	
債務保証	債務保証又は損失補償額	普通会計	0	0	0
		公営企業会計	6	0	6
		計	6	0	6
補償額1人当たり(千円/人)		0	0	0	
基金	基金 *6 H20年度末現在高	普通会計	16,043,575	824,887	16,868,462
		公営企業会計	1,857,369	236,984	2,094,353
		計	17,900,944	1,061,871	18,962,815
現在高1人当たり(千円/人)	普通会計	82	58	80	
	公営企業会計	9	17	10	
	計	91	75	90	
財 産	公有財産 (H20年度末現在)	土地 m ²	16,014,975	4,318,685	20,333,660
		建物 m ²	874,321	52,027	926,348
		山林 m ²	12,248,987	2,815,173	15,064,160
		物権(地上権) m ²	3,952,042	0	3,952,042
		物権(温泉権) (件)	8	0	8
		物品 (車両【台】)	631	44	675
	有価証券(H20年度末現在)		239,456	150	239,606
	出資金(H20年度末現在)		1,269,526	44,193	1,313,719
債権(H20年度末現在)		1,553,637	95,347	1,648,984	

* 財政用語説明を参照してください。

付属資料

債務負担の状況(平成21年度以降支出予定額)平成20年度末現在

普通会計

(単位:千円)

区 分	松江市	東出雲町	合計
	H17国調人口 196,603人	H17国調人口 14,193人	H17国調人口 210,796人
1. 物件の購入等に係るもの	10,869,623	94,400	10,964,023
(1) 土地の購入に係るもの	6,401,077	94,400	6,495,477
(2) 建造物の購入に係るもの	411,014		411,014
(3) その他の物件の購入に係るもの	2,522,154		2,522,154
(4) 製造・工事の請負に係るもの	1,535,378		1,535,378
2. 債務保証又は損失補償に係るもの			
(1) 地方三公社に係るもの			
(2) その他に係るもの			
3. その他	6,710,977	901,214	7,612,191
(1) 利子補給等に係るもの	4,840,815	876,683	5,717,498
ア農林水産関係に係るもの	1,188,873	874,777	2,063,650
イ商工関係に係るもの			
ウ住宅関係に係るもの			
エその他	3,651,942	1,906	3,653,848
(2) その他に係るもの	1,870,162	24,531	1,894,693
合 計	17,580,600	995,614	18,576,214
人口1人当たりの債務負担額	89	70	88

平成20年度地方財政状況調査による。

公営企業会計

(単位:千円)

区 分	松江市	東出雲町	合計
	H17国調人口 196,603人	H17国調人口 14,193人	H17国調人口 210,796人
1. 物件の購入等に係るもの	87,465		87,465
(1) 土地の購入に係るもの	87,465		87,465
(2) 建造物の購入に係るもの			0
(3) その他の物件の購入に係るもの			0
(4) 製造・工事の請負に係るもの			0
2. 債務保証又は損失補償に係るもの	6		6
(1) 地方三公社に係るもの			0
(2) その他に係るもの	6		6
3. その他	269,005		269,005
(1) 利子補給等に係るもの	269,005		269,005
ア農林水産関係に係るもの			0
イ商工関係に係るもの			0
ウ住宅関係に係るもの			0
エその他	269,005		269,005
(2) その他に係るもの			0
合 計	356,476	0	356,476
人口1人当たりの債務負担額	2	0	2

平成21年度企業会計等予算書による。

付属資料

基金残高の状況(平成20年度末現在)

(単位:千円)

区 分	松江市	東出雲町	合 計	
財政調整基金	1,860,467	273,126	2,133,593	
減債基金	2,834,777	79,756	2,914,533	
その他特定 目的基金	1.庁舎等の建設	2,471,672		2,471,672
	2.国際化の推進			
	3.地域の基盤整備の推進	561,536	222,364	783,900
	4.社会福祉の充実	545,533	127,358	672,891
	5.保健医療の充実			
	6.環境保全対策の推進			
	7.産業の振興	410,629		410,629
	8.教育・文化・スポーツの振興	973,247	14,244	987,491
	9.その他	4,016,977	48,514	4,065,491
	計	8,979,594	412,480	9,392,074
定額運用基金	1.土地開発基金(土地)	1,717,063	54,532	1,771,595
	(現金・預金)	540,498	4,993	545,491
	2.その他	111,176		111,176
	計	2,368,737	59,525	2,428,262
普通会計外基金	国民健康保険(直診勘定を含む)	906,890	149,505	1,056,395
	介護保険	870,400	87,479	957,879
	ガス・水道			
	下水道			
	その他	80,079		80,079
	計	1,857,369	236,984	2,094,353
合 計	17,900,944	1,061,871	18,962,815	
平成17年度国勢調査人口(人)	196,603	14,193	210,796	
人口1人当たり(千円/人)	91	75	90	

平成20年度地方財政状況調査による。なお、普通会計外基金については、平成20年度特別会計決算書による。

付属資料

公有財産の状況(平成20年度末現在)

区分			単位	松江市	東出雲町	計	
土地	行政財産	公用	本庁舎	m ²	70,920	5,560	76,480
			警察・消防施設	m ²	37,645	2,893	40,538
			その他	m ²	876,667		876,667
		公共用	学校	m ²	1,169,162	90,161	1,259,323
			公営住宅	m ²	251,232	23,820	275,052
			公園	m ²	1,857,635	75,613	1,933,248
		その他施設	m ²	3,177,524	148,558	3,326,082	
		計	m ²	7,440,785	346,605	7,787,390	
	普通財産	山林	m ²	7,761,501	3,918,705	11,680,206	
		宅地、その他施設	m ²	805,576	20,770	826,346	
		その他	m ²	7,113	32,605	39,718	
計		m ²	8,574,190	3,972,080	12,546,270		
(土地)計			m ²	16,014,975	4,318,685	20,333,660	
建物	行政財産	公用	本庁舎	m ²	41,542	4,165	45,707
			警察・消防施設	m ²	13,190	1,137	14,327
			その他	m ²	70,077		70,077
		公共用	学校	m ²	304,466	19,393	323,859
			公営住宅	m ²	140,613	8,613	149,226
			公園	m ²	29,760	1,005	30,765
		その他施設	m ²	262,077	17,714	279,791	
		計	m ²	861,725	52,027	913,752	
	普通財産	その他施設	m ²	12,596		12,596	
		その他	m ²	0		0	
		計	m ²	12,596	0	12,596	
(建物)計			m ²	874,321	52,027	926,348	
山林	面積	所有	m ²	8,297,222	2,368,827	10,666,049	
		分収	m ²	3,951,765	446,346	4,398,111	
		計	m ²	12,248,987	2,815,173	15,064,160	
	立木量	所有	m ³	57,584	45,350	102,934	
		分収	m ³	50,965	8,545	59,510	
		計	m ³	108,549	53,895	162,444	
物権	地上権	m ²	3,952,042		3,952,042		
	温泉権	件	8		8		
物品	車両	台	631	44	675		
有価証券	株券	千円	239,456	150	239,606		
出資による権利			千円	1,269,526	44,193	1,313,719	
債権	松江市育英貸付金		千円	74,043		74,043	
	松江市住宅新築資金等貸付金		千円	280,998		280,998	
	松江市結婚資金貸付金		千円	1,576		1,576	
	市民税(特別徴収金)		千円	1,066,562	64,740	1,131,302	
	下水道事業受益者負担金		千円	97,160	27,582	124,742	
	農業集落排水事業受益者分担金		千円	15,407	2,928	18,335	
	漁業集落排水事業受益者分担金		千円	3,600		3,600	
	公設浄化槽事業受益者分担金		千円	6,532	97	6,629	
	住宅敷金		千円	1,082		1,082	
	宍道定住奨励金貸付金		千円	6,677		6,677	
計			千円	1,553,637	95,347	1,648,984	

平成20年度一般会計及び特別会計決算書による。

土地の行政財産・公共用その他施設及び普通財産・山林面積には、山林の面積(所有)が含まれています。

付属資料

公有財産(公共施設)整備状況

区 分	松江市	東出雲町	合 計	調査対象 年月日
道路(改良率)	52.4%	54.2%		H21.4.1
道路(舗装率)	73.7%	70.0%		H21.4.1
都市公園等(箇所数)	238箇所	3箇所	241箇所	H21.3.31
公営住宅等(戸数)	2,297戸	136戸	2,433箇所	H21.3.31
水道普及率	98.4%	99.1%		H21.3.31
下水道普及率	95.3%	96.8%		H21.3.31
保育所数	14施設	3施設	17施設	H20.10.1
老人ホーム数	0	0	0	H20.10.1
幼稚園数	34園	3園	37園	H21.5.1
小学校数	35校	3校	38校	H21.5.1
中学校数	19校	1校	20校	H21.5.1
公民館数	59館	4館	62箇所	H21.3.31
体育館数	16館	1館	17箇所	H21.3.31
野球場数	9箇所	1箇所	10箇所	H21.3.31
プール数	3箇所	0	3箇所	H21.3.31

施設数については平成20年度「公共施設状況調査」による。ただし幼稚園数・小学校数・
 は平成21年度「学校基本調査」による。
 道路改良率・舗装率については「道路等現況調査」、水道普及率については「水道統計
 下水道普及率については「島根 県市町村別下水道普及率調査」による。
 体育館、野球場、プール数については、市町村立施設以外のものを含む。

財産区の状況

市町村名	財産区名	山林		宅地		左記以外の土地		建物		現金・
		財産区数	面積	財産区数	面積	財産区数	面積	財産区数	面積	有価証券
松江市			m2		m2		m2		m2	千円
	恵曇財産区	1	40,966	1	3,635	1	12,713	1	91.42	34,861
	講武財産区	1	336,027							15,106
	御津財産区	1	87,067	1	579					11,305
	佐太財産区	1	29,523			1	14,409			18,807
	計	4	493,583	2	4,214	2	27,122	1	91.42	80,079

平成20年度 鹿島町恵曇・講武・御津・佐太財産区特別会計決算書による。

平成20年度市町村別歳入歳出決算の状況

(単位:百万円、%)

区 分		松江市		東出雲町		合 計	
歳入歳出区分							
歳入	地方税	27,234	29.5%	1,592	28.8%	28,826	29.5%
	地方交付税	21,710	23.6%	1,833	33.1%	23,543	24.1%
	国庫支出金	17,405	18.9%	372	6.7%	17,777	18.2%
	県支出金	4,332	4.7%	208	3.8%	4,540	4.6%
	地方債	6,895	7.5%	467	8.4%	7,362	7.5%
	その他	14,573	15.8%	1,065	19.2%	15,638	16.0%
	計	92,149	100.0%	5,537	100.0%	97,686	100.0%
歳出	人件費	14,552	16.6%	867	16.3%	15,419	16.6%
	扶助費	13,656	15.5%	576	10.8%	14,232	15.3%
	公債費	14,023	16.0%	963	18.1%	14,986	16.1%
	補助費等	4,996	5.7%	683	12.9%	5,679	6.1%
	繰出金	10,811	12.3%	944	17.8%	11,755	12.6%
	積立金	424	0.5%	3	0.1%	427	0.5%
	普通建設事業	12,817	14.6%	506	9.5%	13,323	14.3%
	(内補助事業)	3,687	4.2%	23	0.4%	3,710	4.0%
	(内単独事業)	9,130	10.4%	470	8.8%	9,600	10.3%
	その他	16,528	18.8%	773	14.5%	17,301	18.6%
	計	87,807	100.0%	5,315	100.0%	93,122	100.0%
形式収支 *7		4,342		221		4,563	
繰越財源		2,809		28		2,837	
実質収支 *8		1,534		193		1,727	
単年度収支 *9		1,086		138		1,224	
積立金		8		1		9	
繰上償還		764		30		794	
積立金取崩額		0		0		0	
実質単年度収支 *10		1,858		169		2,027	

主要指標等	財政力指数 *11	0.595	0.468	
	標準財政規模 *12	49,946	3,405	
	経常収支比率 *13	89.0	95.2	
	公債費比率 *14	19.2	21.5	
	起債制限比率(単年) *15	12.2	13.0	
	起債制限比率(平均)	14.0	13.2	
	実質収支比率 *16	3.07	5.7	
	積立金現在高	13,675	765	
	地方債現在高	133,333	7,706	
	債務負担行為現在高	17,581	901	
	積立金現在高比率	27.4	22.5	
	地方債現在高比率	267.0	226.3	
	債務負担行為現在高比率	35.2	26.5	

平成20年度地方財政状況調査結果による。

* 財政用語説明を参照してください。

財政用語 説明

* 1 普通会計

一般会計の範囲は各地方公共団体によって違うため、そのままでは財政比較ができない。そこで各市町村間の財政比較が可能となるように、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめた会計のこと。定義によって定められており、全国で統一の取り扱いとなる。

* 2 公営企業会計

地方公営企業法に定められる水道事業や下水道事業、病院事業など市町村が企業として経営する事業（公営企業）の会計のこと。

* 3 地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。地方債を起こすことを起債という。

* 4 地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合を、地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう一定の基準で国が交付する税のこと。

地方交付税には、合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、あるべき税収入としての基準財政収入額を超える額（財源不足額）を基礎として交付される普通交付税と、普通交付税で算定しがたい特別な理由により交付される特別交付税とがある。

* 5 債務負担行為

地方公共団体が債務を負担する行為をする場合に、将来の支出を伴う行為の内容として議会の議決を経て定める予算のこと。

* 6 基金

地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産。

* 7 形式収支

形式収支は、出納閉鎖期日における当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表示したものの。

$$* \text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

* 8 実質収支

実質収支は、形式収支から事業繰越等に伴い翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額であり、いわゆる発生主義の要素を加味して財政収支の結果をとらえたもの。これは、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を意味するものであり、財政運営の状況を判断するポイントとなる。

$$* \text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

* 9 単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額であり、当該年度のみの実質的な収入と支出の差額を意味する。

区分	前年度の実質収支が黒字	前年度の実質収支が赤字
単年度収支が黒字	新たな剰余が生じた	過去の赤字の解消
〃 赤字	過去の剰余金を喰う	赤字額の増加

$$* \text{単年度収支} = \text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

* 10 実質単年度収支

実質単年度収支は、単年度収支に当該年度に措置された黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還）又は赤字要素（財政調整基金積立金取崩し）を除外した場合単年度収支が実質的にどのようなになったか検証するもの。

$$* \text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}$$

* 1 1 財政力指数

地方公共団体の財政力（体力）を示す指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額^{*11-1}を基準財政需要額^{*11-2}で除して得た数値の過去3カ年の平均値で示す指数。

* 1 1 - 1 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定したもの。

（収入実績でなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有する。）

* 1 1 - 2 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準で行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定したもの。

* 1 2 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模。

* 標準財政規模 = (基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 1 0 0
÷ 7 5 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税

* 1 3 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを表す比率。

7 5 % ~ 8 0 % 未満.....妥当である。

8 0 % 以上.....弾力性を失いつつある。

経常経費に充当される一般財源

* 経常収支比率（%） = $\frac{\text{経常経費に充当される一般財源}}{\text{経常一般財源の総額}} \times 100$

* 1 4 公債費比率

公債費比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率。この比率が10%を超えないことが望ましいとされる。

$$\begin{aligned} & \text{当該年度元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} \\ & + \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費}) \\ * \text{公債費比率} (\%) = & \frac{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費}}{\text{標準財政規模} - \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費}} \\ & \times 100 \end{aligned}$$

* 1 5 起債制限比率

地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたもの。

15%～20%未満の団体……要注意団体

20%～30%未満の団体……一般単独事業・厚生福祉施設整備事業の制限

30%以上……一般事業債の制限

$$\begin{aligned} & \text{当該年度元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} \\ & + \text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費} \\ & + \text{事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費}) \\ * \text{起債制限比率} (\%) = & \frac{\text{標準財政規模} - (\text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入} \\ & \text{公債費} + \text{事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - (\text{災害復旧等に係る基準財政需要額算入} \\ & \text{公債費} + \text{事業費補正に係る基準財政需要額算入公債費})} \\ & \times 100 \end{aligned}$$

* 1 6 実質収支比率

実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。経験的には3%～5%程度が望ましいといえる。

$$* \text{実質収支} (\%) = \text{実質収支額} \div \text{標準財政規模}$$

最近の合併事例における財産及び債務の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
佐世保市 (長崎県) H22.3.31 (予定)	佐世保市	248,041	編入	江迎町、鹿町町の財産(公有財産、物品及び債権並びに基金等)及び負債(地方債、債務負担行為等)については、すべて佐世保市に引き継ぐ。
	北松浦郡 江迎町	5,922		
	北松浦郡 鹿町町	5,390		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	信州新町及び中条村の財産(権利及び義務を含む。)は、すべて長野市に引き継ぐ。
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>1 調整方針 多野郡吉井町の財産(権利及び義務を含む。)については、すべて高崎市に引き継ぐ。</p> <p>2 理由 市町村の廃置分合に際して、関係市町村が所有する財産は、新設合併の場合は、すべて新市町村に引き継がれ、編入合併の場合には、編入する市町村に引き継がれることが適当と考えられる。</p>
	多野郡 吉井町	24,987		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	勢多郡富士見村の財産(権利及び義務を含む。)は、すべて前橋市に引き継ぐものとする。
	勢多郡 富士見村	22,320		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	富士川町の財産及び公の施設は、すべて富士市に引き継ぐ。
	庵原郡 富士川町	16,823		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>(1) 飯野町の財産及び債務は、すべて福島市に引き継ぐ。ただし、基金については、それぞれの基金を活用する制度、事業にあわせて再編する。</p> <p>(2) 飯野町のすべての財産区有財産は、合併後も財産区有財産として、福島市に引き継ぐ。</p>
	伊達郡 飯野町	6,488		

議案（６）

特別職の身分の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

特別職の身分の取扱いについて

東出雲町の特別職の職員（教育長を含む。）は、合併期日の前日をもって失職する。
ただし、議会の議員、農業委員会の委員及び消防団員については、別に協議する。

(参考資料)

特別職の身分の取扱いに関する根拠法令

『地方公務員法』

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2)の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

注【事例】教育長は、一般職に属する地方公務員であり、ただその職務と責任の特殊性に基づいて、他の職員と異なる特例的規制を受けるものにすぎない。

『地方自治法』

(知事及び市町村長)

第139条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

(長の任期)

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

2 (略)

(副知事及び副市町村長の設置)

第161条 都道府県に副知事を市町村に副市町村長を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

(副知事及び副市町村長の任期)

第163条 副知事及び副市町村長の任期は、4年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

『地方公営企業法』

(管理者の設置)

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。なお、水道事業(簡易水道事業を除く。)及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

(管理者の選任及び身分取扱い)

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2～3 (略)

4 管理者の任期は、4年とする。

5 (略)

6 管理者は、常勤とする。

7～11 (略)

『地方自治法』

(委員会、委員及び附属機関の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 (略)

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

資料 特別職（教育長含む。）の任期（平成21年12月1日現在）

松江市		東出雲町	
市長	H21. 4.24 ~ H25. 4.23	町長	H19. 9.1 ~ H23. 8.31
副市長	H21. 5.20 ~ H25. 5.19	副町長	H19.11.1 ~ H23.10.31
副市長	H20. 4. 1 ~ H24. 3.31		
教育長	H21. 5.21 ~ H25. 5.20	教育長	H20. 4.1 ~ H24. 3.31
水道局長	H21. 6. 1 ~ H25. 5.31		
ガス局長	H21. 6. 1 ~ H25. 5.31		
交通局長	H21. 6. 1 ~ H25. 5.31		
市立病院長	H18. 4. 1 ~ H22. 3.31		
議員	H21. 4.24 ~ H25. 4.23	議員	H18.10.1 ~ H22.9.30

資料 常勤の特別職及び教育長の給与月額（平成21年4月1日現在）

松江市		東出雲町	
市長	1,026,000円（972,000円）	町長	790,000円（553,000円）
副市長（2人）	836,000円（792,000円）	副町長	671,000円（570,300円）
教育長	717,000円（680,000円）	教育長	592,000円（503,200円）
企業管理者（水道局）	684,000円（648,000円）		
企業管理者（ガス局）	684,000円（648,000円）		
企業管理者（交通局）	684,000円（648,000円）		
企業管理者（市立病院）	998,000円（945,000円）		

（ ）内の金額は、特例条例による減額後の額
H17.10. 1~H23. 3.31

（ ）内は、H21.4~22.3 の特例給料額

資料 各種行政委員会の状況（平成21年11月1日現在）

松江市		東出雲町	
教育委員会 委員長1名 委員3名		教育委員会 委員長1名、委員3名	
公平委員会 委員長1名 委員2名		公平委員会 島根県人事委員会へ事務委託	
監査委員 代表監査委員1名 委員2名		監査委員 代表監査委員1名、委員1名	
農業委員会 会長1名 副会長1名 委員35名		農業委員会 会長1名、会長代理1名 委員15名	
固定資産評価審査委員会 委員長1名、委員5名		固定資産評価審査委員会 委員長1名、委員2名	
選挙管理委員会 委員長1名、委員3名		選挙管理委員会 委員長1名、委員3名	

資料 各種行政委員会の報酬（平成21年4月1日現在）

松江市			東出雲町		
教育委員会	委員長	72,000円/月額	教育委員会	委員長	100,000円/年額
	委員	59,000円/月額		委員	94,000円/年額
公平委員会	委員長	14,500円/日額			
	委員	12,500円/日額			
監査委員	代表監査委員	168,000円/月額	監査委員	代表監査委員	220,000円/年額
	監査委員	163,000円/月額			
	（市議会議員の中から選出）監査委員	43,000円/月額		（町議会議員の中から選出）監査委員	110,000円/年額
農業委員会	会長	40,000円/月額	農業委員会	会長	98,000円/年額
	副会長	33,000円/月額		会長代理	95,000円/年額
	委員	27,000円/月額		委員	94,000円/年額
固定資産評価審査委員会	委員長	9,000円/日額	固定資産評価審査委員会	委員長	6,800円/日額
	委員	8,000円/日額		委員	6,800円/日額
選挙管理委員会	委員長	59,000円/月額	選挙管理委員会	委員長	80,000円/年額
	委員	35,000円/月額		委員	70,000円/年額

最近の合併事例における特別職の身分の取扱い

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
佐世保市 (長崎県) H22.3.31 (予定)	佐世保市	248,041	編入	【確認】江迎町鹿町町の常勤の特別職(教育長含む)の身分の取扱いについては、 <u>合併日の前日をもってその職を失う。</u>
	北松浦郡江迎町	5,922		
	北松浦郡鹿町町	5,390		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23 (予定)	宮崎市	310,123	編入	<p>【確認】常勤の特別職などの調整方針は、「<u>清武町の常勤の特別職(教育長を含む)の身分の取り扱い</u>」については、<u>両市町の長が別に協議して定める。</u></p> <p>非常勤の特別職などの調整方針は、「<u>清武町の非常勤の特別職の身分の取り扱い</u>」については、<u>両市町の長が別に協議して定めること。</u></p> <p>報酬については、原則として合併年度は現行どおりとし、<u>翌年度から宮崎市の額を基本として定める。</u>ただし、別途協議調整している非常勤の特別職についてはこの限りでない。</p> <p>清武町に置かれている附属機関については、原則として宮崎市の同種の附属機関等に統合する。ただし、<u>清武町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、宮崎市の附属機関として引き継ぐものとする。</u></p>
	宮崎郡清武町	28,696		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>【確認】吉井町の特別職の職員及び教育長は、<u>合併期日の前日をもって失職する。</u></p> <p>2 理由 編入合併の場合、編入される市町村の長、副市長などの常勤の特別職の職員及び教育長、並びに行政委員会及び審議会等附属機関の委員などの非常勤の特別職の職員については、法令等による特例の規定が無い場合、その身分を失うこととなる。</p>
	多野郡吉井町	24,987		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	【確認】富士見村の特別職の職員(村長、副村長及び教育長)の身分の取扱いについては、 <u>両市村の長が別に協議して定める。</u> なお、両市村の合併に伴い、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく参与等の臨時又は非常勤の特別職の職は設置しない。
	勢多郡富士見村	22,320		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	【確認】富士川町の特別職の職員及び教育長は、 <u>合併の日の前日をもって失職する。</u>
	庵原郡富士川町	16,823		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	【確認】飯野町の特別職の職員及び教育長は、 <u>合併期日の前日をもって失職する。</u>
	伊達郡飯野町	6,488		
村上市 (新潟県) H20.4.1	村上市	30,685	新設	【確認】法令の定めるところによるものとし、 <u>法令に定めのない職にあっては、現職は失職する。</u> また、新市市長職務執行者の選任については、5市町村長の協議により定めるものとする。
	岩船郡荒川町	11,105		
	岩船郡神林村	10,135		
	岩船郡山北町	7,291		
	岩船郡朝日村	11,489		
島田市 (静岡県) H20.4.1	島田市	96,078	編入	【確認】編入する島田市の特別職が引き続きその身分を有し、 <u>編入される川根町の特別職は、合併の期日の前日をもってその職を失する。</u> <u>ただし、議会の議員、農業委員会の委員、消防団員については別に協議して定める。</u> 特別職の給料及び報酬等の額については、引き続き島田市の例による。
	榛原郡川根町	6,030		

議案（ 7 ）

一般職の職員の身分の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

一般職の職員の身分の取扱いについて

- （ 1 ） 東出雲町の一般職の職員は、すべて松江市の職員として引き継ぐものとする。
- （ 2 ） 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し、松江市の制度に統一を図る。
- （ 3 ） 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、松江市の制度に統一を図る。

(参考資料)

一般職の職員の身分の取扱いに関する根拠法令

『地方公務員法』

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 (略)

(分限及び懲戒の基準)

第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 (略)

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2～4 (略)

『市町村の合併の特例等に関する法律』

(職員の身分取扱い)

第12条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

職員定数（平成21年 4月 1日現在） 職員の平均年齢（平成21年 4月 1日）

松江市（ ）内は条例定数			東出雲町（ ）内は条例定数		
市長部局	1,219	(1,234)	町長事務部局	93	(103)
教育委員会事務局	263	(320)	教育委員会事務局	18	(16)
選挙管理委員会事務局	4	(5)	選挙管理委員会事務局（兼職）	0	(1)
監査委員事務局	6	(7)	監査委員事務局（兼職）	0	(1)
農業委員会事務局	(併任)	(6)	議会議務部局	1	(2)
議会議務部局	10	(12)	農業委員会事務局（兼職）	0	(2)
公営企業	647	(729)			
公平委員会事務局	1	(1)			
消防職員	236	(240)			
	計 2,386	(2,554)			
			計	112	(125)
派遣職員等	17		派遣職員等		
平均年齢	42歳2月		平均年齢	39歳10月	

給料表

松江市		東出雲町	
行政職給料表	8 級制	行政職給料表	7 級制
公安職給料表	8 級制		
教育職給料表	4 級制		
技能労務職給料表	5 級制		
企業職給料表（水道局）	8 級制		
企業職給料表（ガス局）	8 級制		
企業職給料表（一）（交通局）	8 級制		
企業職給料表（二）（交通局）	5 級制		
企業職給料表（三）（交通局）	3 級制		
一般職給料表（一）（市立病院）	8 級制		
一般職給料表（二）（市立病院）	5 級制		
医療職給料表（一）（市立病院）	4 級制		
医療職給料表（二）（市立病院）	7 級制		
医療職給料表（三）（市立病院）	7 級制		
特定任期付職員の給料表	4 号給制		
は共通	は共通		

行政職標準職務表

松江市	東出雲町
1級 主事、技師	1級 主事、技師、又はこれらに相当する職務
2級 主任主事、主任技師	2級 主任主事、主任技師、又はこれらに相当する職務
3級 係長、主査、専門企画員、専門技術員、専門相談員 保健師長、看護師長、教頭、副園長、主幹(保育所) 副主任	3級 主任、若しくは困難な業務を分掌する主任主事 若しくは主任技師、又はこれらに相当する職務
4級 係長、主査、専門企画員、専門技術員、専門相談員 保健師長、看護師長、教頭、副園長、主幹(保育所) 指導主事、主任	4級 主幹、若しくは困難な業務を分掌する主任、 又はこれらに相当する職務
5級 主幹、保健師長、看護師長、教頭、副園長 主幹(保育所)、指導主事、園長	5級 グループリーダー、若しくは困難な業務を 分掌する主幹、又はこれらに相当する職務
6級 課長、室長、保健専門官、課長補佐、室長補佐 検査員、事務局長(農委)、指導主事、事務長(女子高) 課長(支所)、室長(支所)、分室長、園長 所長、場長、館長、事務局長(施設)、所長補佐 調整幹、専門幹	6級 課長及び主査、又はこれらに相当する職務
7級 部長、副教育長、 事務局長(議会)、事務局次長(議会) 次長、参事、センター長、出納室長、事務局長(監査) 事務局長(選管)、支所長、原子力専門監、会計管理者	7級 理事、参事又はこれらに相当する職務
8級 理事、部長、副教育長、事務局長(議会)、会計管理者	

初任給基準

松江市		東出雲町	
一般行政職	初級試験区分	一般行政職	
大学卒	161,600円	大学卒	161,600円
短大卒	149,800円	短大卒	149,800円
高校卒	140,100円	高校卒	140,100円
現業職		現業職	
大学卒	158,600円	大学卒	円
短大卒	146,700円	短大卒	円
高校卒	137,200円	高校卒	円

給料表

松江市	東出雲町
8級制	7級制
職員一人当たり平均給料月額 一般行政職	職員一人当たり平均給料月額 一般行政職
347,154円 平均年齢(44.3歳)	304,000円 平均年齢(39.9歳)

先進事例

最近の合併事例における一般職の職員の身分の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
佐世保市 (長崎県) H22.3.31 (予定)	佐世保市	248,041	編入	<p>1 . <u>江迎町、鹿町町の職員は、佐世保市の職員として引き継ぐものとする。</u></p> <p>2 . 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、佐世保市の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとし、その詳細については、1市2町の長が別に協議して定める。</p>
	北松浦郡 江迎町	5,922		
	北松浦郡 鹿町町	5,390		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23 (予定)	宮崎市	310,123	編入	<p><u>清武町の一般職の職員（教育長を除く）は、すべて宮崎市の職員として引き継ぐ。</u>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宮崎市の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定める。</p>
	宮崎郡 清武町	28,696		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	<p><u>信州新町及び中条村の一般職の職員は、すべて長野市の職員として引き継ぐ。</u></p> <p>なお、職員の任命、給与その他の身分の取扱いについては、長野市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱う。</p>
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>1 調整方針 <u>吉井町の一般職の職員の身分の取扱いについては、すべて高崎市の職員として身分を引き継ぐ。</u>なお、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高崎市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。</p> <p>2 理由 市町村の合併の特例等に関する法律第12条の規定により、合併関係市町村は、その協議により、合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとされている。</p>
	多野郡 吉井町	24,987		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	<u>富士見村の一般職の職員は、すべて前橋市の職員として引き継ぐものとする。</u> なお、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、前橋市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。
	勢多郡 富士見村	22,320		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	<u>富士川町の一般職の職員は、すべて富士市の職員として引き継ぐものとし、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとする。</u>
	庵原郡 富士川町	16,823		
熊本市 (熊本県) H20.10.6	熊本市	669,603	編入	<u>合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。</u> 職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする。 職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。
	下益城郡 富合町	7,962		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<u>(1) 飯野町の定数内の職員は、すべて福島市の職員として引き継ぐ。</u> (2) 職員の任免、給与、その他の身分の取扱い等については、公正に取り扱うこととし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。 (3) 職員数については、定員適正化計画を策定し、適切な定員管理に努める。
	伊達郡 飯野町	6,488		

議案（８）

消防団の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

消防団の取扱いについて

- （１）東出雲町消防団を松江市消防団に統合する。
- （２）東出雲町消防団の組織については、分団数や班の編成等を調整し、松江市消防団東出雲方面団とする。
- （３）東出雲町の消防団員は、すべて松江市の消防団員として引き継ぐものとする。
- （４）消防団員の定員、階級、任期、報酬及び出動手当等については、松江市の制度に統一する。
- （５）東出雲町消防団の装備、機庫及び資機材については、松江市消防団に引き継ぐものとする。

(参考資料)

消防団の取扱いに関する根拠法令

『消防組織法』

(総則)

第 1 条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

(消防機関)

第 9 条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

(1) 消防本部

(2) 消防署

(3) 消防団

(消防団)

第 1 8 条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第 1 9 条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団員の身分取扱い等)

第 2 3 条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

消防事務の現況総括表

調整項目		市町名	
		構成市町の現況	
		松江市	東出雲町
		平成21年12月 1日現在	平成21年12月1日現在
《条例・規則》 共通：松江市・東出雲町 消防及び一般廃棄物処理等に係る事務の事務委託に関する規約		・松江市消防団の設置等に関する条例	・東出雲町消防団の設置条例
		・松江市消防団の組織等に関する規則	・東出雲町消防団規則
		・松江市消防団の運営に関する規定	
		・松江市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例	・東出雲町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
		・松江市消防団の階級に関する規則	・東出雲町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例
		・松江市消防団の訓練、礼式及び服制に関する規則	・東出雲町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則
		・松江市消防団員等公務災害補償条例	・東出雲町消防団員等公務災害補償条例
		・松江市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第3号の規定に基づき障害者支援施設に順ずる施設を定める規則	・東出雲町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第3号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則
		・松江市消防団員等公務災害補償審査委員会に関する規則	
		・松江市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則	・非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則
		・松江市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規定で定める金額を定める規則	・東出雲町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規定で定める額を定める規則
		・消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例	・非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
	・消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例施行規則	・非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則	
	・松江市消防団協力事業所表示制度実施要綱		
《名称・区域》		名称：松江市消防団 区域：松江市全域	名称：東出雲町消防団 区域：東出雲町全域
《組織》	構成	本部及び方面団	東出雲町消防団
	分団数	1団1本部9方面団36分団	4分団
	定数	2,083人	172人
	定員	1,963人	164人
	団長	1名 任期：4年 次期改選：平成23年1月	1名 任期：2年 次期改選：平成22年4月
	副団長	2名（方面団長兼務）	3名
	方面団長	9名	-
	方面副団長	21名	-
	分団長	36名	4名
	副分団長	40名	3名
	部長	-	4名
	班長	228名	13名
	副班長	-	12名
	団員	1,628名	124名
《任用》	団長	消防団の推薦に基づき市長が任命	消防団の推薦に基づき町長が任命
	団員	団長が市長の承認を得て任用 ・当該消防団の区域内に居住し、又は勤務するもの ・年齢18歳以上のもの ・志操堅固で、かつ身体強健な者	団長が町長の承認を得て任用 ・当該消防団の区域内に居住し、又は勤務するもの ・年齢18歳以上のもの ・志操堅固で、かつ身体強健な者
	定年	なし	なし
《運営費補助金》	分団運営助成金	-	105,000円/年（3分団分）
	大会参加助成金	-	操法訓練に伴う訓練手当、費用負担
	研修助成金	-	-

調整項目	市町名	構成市町の現況	
		松江市	東出雲町
		平成21年12月 1日現在	平成21年12月1日現在
《事務局》		松江市消防本部	総務課 総務グループ
《消防委員会》		なし	なし
《報酬》	団長	79,000円/年	65,000円/年
	副団長	70,000円/年	51,000円/年
	方面団長	70,000円/年	-
	方面副団長	65,500円/年	-
	分団長	47,000円/年	44,000円/年
	副分団長	42,000円/年	39,000円/年
	部長	-	35,000円/年
	班長	33,500円/年	31,000円/年
	副班長	-	28,000円/年
	団員	32,500円/年	20,000円/年
	旅費	松江市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例	東出雲町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
	H20報酬総額	66,758千円	4,030千円
H20福祉共済制度	福祉共済 3千円(個人負担)	福祉共済 532千円	
	火災共済 1口(700円)以上(個人負担)	火災共済 430千円	
H20退職報償金	46,729千円	1,658千円	
《費用弁償等》	水火災出勤	5,900円/回	3,000円/回(4時間以上は5,000円/回)
	警戒手当	3,000円/回	3,000円/回
	訓練手当	3,000円/回	2,000円/回
	機関員手当	-	2,000円/回
	H20弁償総額(含被服)	48,836千円	3,642千円
	H20団長交際費	40千円	50千円
《行事・大会等》	出初式		
	操法大会		
	訓練	各方面団ごと実施	年1回(消防団員研修)
	総合防災訓練	松江市防災訓練	東出雲町防災訓練
	原子力防災訓練		-
	初任団員訓練		
	幹部団員訓練		
	機関員訓練		
	定期点検	月1回	月1回
	防火警戒等	火災予防運動期間、年末特別警戒	火災予防運動期間、年末特別警戒
《女性消防団員》	団員数	44人(分団付10名含)	-
	主要業務	・消防団行事参加	-
		・災害時後方支援	-
		・消防思想の普及啓発活動(火災予防・応急手当指導)	-
報酬等	・松江市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例による	-	
《装備等》	服制	松江市消防団員被服貸与規定により貸与	-
	ポンプ自動車	16台	1台
	ポンプ積載車	89台	12台
	小型動力ポンプ	50台	1台
	車庫・拠点施設	129箇所	13箇所
	車両等の更新基準	-	-
《消防水利》	防火水槽	整備済:756基	整備済:47基
	消火栓	整備済:3,134栓	整備済:278栓

最近の合併事例における消防団の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	<p>1 信州新町及び中条村の消防団を長野市消防団に統合する。</p> <p>2 信州新町及び中条村の消防団長については、長野市消防団副団長とする。</p> <p>3 団員の定員については、長野市の分団との均衡を失しないよう調整する。</p> <p>4 分団数については、現行のとおりとする。</p> <p>5 消防団の出動区域、団員の階級、任用資格、定年、報酬及び手当等については、長野市の制度に統一する。</p> <p>6 消防出初式については、長野市の制度に統一する。</p>
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>(1) 吉井町消防団の組織については、<u>現在の高崎市の方面隊の体制の中に位置付け、吉井方面隊として新市に引き継ぐ。</u></p> <p>なお、吉井地域の災害時における消防団活動については、当面、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の常備消防と連携し実施するものとする。</p> <p>(2) 階級、報酬、費用弁償等については、現行のまま新市に引き継ぎ、平成22年度から高崎市の制度に統一する。</p>
	多野郡 吉井町	24,987		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	<p><u>富士見村の消防団は、現行のまま新市に引き継ぎ、組織・形態については、合併後に再編・整理等を行うものとする。</u></p> <p>富士見村の消防団員の待遇等については、富士見村の制度を考慮し、前橋市の制度に段階的に調整していくものとする。</p>
	勢多郡 富士見村	22,320		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	<p>1 <u>富士川町消防団については、合併時に富士市消防団に統合し、富士川町の消防団員を富士市の消防団員として引き継ぐ。</u></p> <p>2 消防団に関する制度については、富士市の制度に統一する。</p>
	庵原郡 富士川町	16,823		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p><u>飯野町消防団は、合併時に福島市消防団に統合し、分団組織及び団員は現行どおり引き継ぐこととする。</u>ただし、災害時における現場活動を行う場合においては、伊達地方消防組合消防長の所轄の下に行動するものとする。また、組織については以下のとおりとし、合併後に組織及び定員の見直しを図る。</p> <p>現在の飯野町の消防団を第9方面隊とする。</p> <p>分団の名称については合併までに決定する。</p> <p>合併時には、飯野町の消防団長は福島市消防団の副団長とし、副団長を新設する方面隊長とし、分団長以下の団員は現階級とする。</p>
	伊達郡 飯野町	6,488		

協議（１）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 21 年 12 月 17 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議をしたいので別紙のとおり提出する。

なお、具体的な定数及び任期の取扱いについては、法定協議会設置後に協議する。

別紙

(参考資料)

議員の定数及び任期の取扱いに関する根拠法令（抜粋）

『地方自治法』

(市町村の議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 人口10万以上20万未満の市 34人

(8) 人口20万以上30万未満の市 38人

(9)～(11) (略)

3～10 (略)

『市町村の合併の特例等に関する法律』

(議会の議員の定数に関する特例)

第8条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第16条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下この項において「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下この条及び次条第1項において「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特

例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 (略)

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6～8 (略)

(議会の議員の在任に関する特例)

第9条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 (略)

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 (略)

《松江市議員数の推移》

市町村名	合併前	合併後	
	H17年3月30日	H17年4月24日～ H21年4月23日	H21年4月24日～
松江市	36人	34人	34人
鹿島町	18人	2人	
島根町	14人	2人	
美保関町	16人	2人	
八雲町	14人	2人	
玉湯町	15人	2人	
宍道町	16人	2人	
八束町	13人	2人	
合 計	142人	48人	34人

両市町の現状（平成21年12月1日現在）

市町名	議員数	任期満了日	人口 (H17国調)
松江市	34	H25.4.23	196,603
東出雲町	16	H22.9.30	14,193
計	50		210,796

合併方式の違いによる議員定数の推移

合併特例期間 (単位：人)

区分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
新設合併	定数特例	76	76	76	76	38	38	38
	在任特例	50	50	38	38	38	38	38
編入合併	定数特例	36	36	36	36	36	36	38
	定数特例と在任特例	50	50	36	36	36	36	38

76 = 新設合併の定数特例上限

50 = 新設・編入合併の定数特例（松江市34 + 東出雲町16）

38 = 地方自治法上限数

36 = 編入合併の定数特例（松江市34 + 東出雲町2）

説明

区分		説明
新設合併	定数特例	協議により、設置選挙選出議員の任期に相当する期間に限り、法定定数の2倍以内で定数を設ける。 38 × 2 = 76人
	在任特例	協議により、合併前の被選挙権を有する議員は、合併後2年以内の期間、引き続き合併市町村の議員として在任する。 34 + 16 = 50人
編入合併	定数特例	「編入する合併関係市町村の議員の在任期間」及び「最初に行われる一般選挙」において、編入合併特例定数をもって、編入される合併関係市町村ごとに選挙区を設け、増員選挙を行う。 34 + 2 = 36人
	定数特例と在任特例	協議により、編入される合併関係市町村の被選挙権を有する議員は、編入する合併関係市町村の議員の在任期間だけ引き続き合併市町村の議員として在任する。ただし、この場合、協議により更に合併後最初に行われる一般選挙において編入合併の定数特例を用いることができる。 在任期間 50人 一般選挙後 36人

編入合併特例定数の増員数の算式（端数は四捨五入、1未満は1）

$$\frac{34人 \times 14,193人（東出雲町の人口）}{（松江市の定数） 196,603人（松江市の人口）} = 2人$$

合併後における議員定数の試算例

報酬月額	報酬月額(千円)		H17 国調人口
	議長	議員	
松江市	584	475	196,603
東出雲町	309	213	14,193
計	893	688	210,796

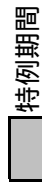
議員報酬月額は、平成21年12月1日現在。
議員報酬の推計は、手当等を含む。
平成23年度以降の議員報酬は、松江市の報酬額で積算。

合併特例を適用しないケース

原則(地方自治法91条2項)	上限(38)					(人)		
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
松江市	34	38	38	38	38	38	38	38
東出雲町	16							
計	50	38	38	38	38	38	38	38

議員報酬	(千円)								
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23~28 累計
	303,021	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400
	51,867								
計	354,888	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400	2,030,400

合併特例を適用するケース



特例期間

特例期間後の議員数は、地方自治法上の上限数(38)を使用。

新設合併

新設合併の場合で、定数特例を適用
(特例法8条1項)

新設合併の場合で、定数特例を適用 (特例法8条1項)	上限(38)					(人)		
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
松江市	34	50	50	50	50	38	38	38
東出雲町	16							
計	50	50	50	50	50	38	38	38

議員報酬	(千円)								
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23~28 累計
	303,021	444,539	444,539	444,539	444,539	444,539	444,539	444,539	338,400
	51,867								
計	354,888	444,539	444,539	444,539	444,539	444,539	444,539	444,539	2,454,956

新設合併の場合で、在任特例を適用
(特例法9条1項)

新設合併の場合で、在任特例を適用 (特例法9条1項)	上限(38)					(人)		
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
松江市	34	34	34	38	38	38	38	38
東出雲町	16	16	16					
計	50	50	50	38	38	38	38	38

議員報酬	(千円)								
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23~28 累計
	303,021	444,539	444,539	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400
	51,867								
計	354,888	444,539	444,539	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400	2,242,678

編入合併

編入合併の場合で、定数特例を適用
(特例法8条2項と5項)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
松江市	34	34	34	34	34	34	34	38
東出雲町	16	2	2	2	2	2	2	2
計	50	36	36	36	36	36	36	38

議員報酬
(千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
303,021	320,710	320,710	320,710	320,710	320,710	320,710	320,710	338,400
51,867								
354,888	320,710	320,710	320,710	320,710	320,710	320,710	320,710	338,400
								1,924,260

編入合併の場合で、定数特例と在任特例を適用
(特例法9条1項と3項)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
松江市	34	34	34	34	34	34	34	38
東出雲町	16	16	16	2	2	2	2	2
計	50	50	50	36	36	36	36	38

議員報酬
(千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
303,021	444,539	444,539	444,539	320,710	320,710	320,710	320,710	338,400
51,867								
354,888	444,539	444,539	444,539	320,710	320,710	320,710	320,710	338,400
								2,171,918

編入合併の場合で、定数特例を適用
(特例法第8条2項)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
松江市	34	34	34	38	38	38	38	38
東出雲町	16	2	2					
計	50	36	36	38	38	38	38	38

議員報酬
(千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
303,021	320,710	320,710	320,710	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400
51,867								
354,888	320,710	320,710	320,710	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400
								1,995,020

編入合併の場合で、在任特例を適用
(特例法第9条1項)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
松江市	34	34	34	38	38	38	38	38
東出雲町	16	16	16					
計	50	50	50	38	38	38	38	38

議員報酬
(千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
303,021	444,539	444,539	444,539	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400
51,867								
354,888	444,539	444,539	444,539	338,400	338,400	338,400	338,400	338,400
								2,242,678

その他想定されるケース

編入合併の場合で、定数特例を適用したのち、現松江市の条例定数に合わせる場合
(特例法第8条2項+合併後の市条例)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
松江市	34	34	34	34	34	34	34	34
東出雲町	16	2	2					
計	50	36	36	34	34	34	34	34

議員報酬
(千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
303,021	320,710	320,710	320,710	303,021	303,022	303,023	303,024	303,025
51,867								
354,888	320,710	320,710	320,710	303,021	303,022	303,023	303,024	303,025
								1,853,510

先進事例

最近の合併事例における議会の議員の定数及び任期について

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
佐世保市 (長崎県) H22.3.31 (予定)	佐世保市	248,041	編入	市町村の合併の特例等に関する法律第8条(議会の議員の定数に関する特例)及び第9条(議会の議員の在任に関する特例)の規定は適用しない。
	北松浦郡 江迎町	5,922		
	北松浦郡 鹿町町	5,390		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23 (予定)	宮崎市	310,123	編入	清武町議会の議員は、市町村の合併の特例等に関する法律第9条第1項第2号の規定を適用し、宮崎市議会の議員の残任期間に限り、引き続き宮崎市議会の議員として在任する。合併後の最初の一般選挙は、市町村の合併の特例等に関する法律の特例を適用せず、宮崎市議会の議員の条例定数で行うものとする。
	宮崎郡 清武町	28,696		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び第3項の規定を適用し、長野市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、長野市議会議員の定数を増加し、信州新町の区域を区域とする定数1人の選挙区及び中条村の区域を区域とする定数1人の選挙区を設け、増員選挙を行う。
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>(1) 吉井町の議会の議員は、市町村の合併の特例等に関する法律第9条第1項第2号の規定を適用し、<u>高崎市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き高崎市の議会の議員として在任する。</u>なお、当該高崎市の議会の議員として在任することとなる議員の議員報酬の額は、合併時まで調整するものとする。</p> <p>(2) 高崎市の議会の議員の定数は、<u>合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り41人とする。</u>この場合において、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定により次のとおり選挙区を設ける。</p> <p>合併前の高崎市を区域とする選挙区 38人 合併前の吉井町を区域とする選挙区 3人</p> <p>2 理由 新市基本計画の適切な実施をはじめ、新市の円滑かつ効率的、一体的な行政運営を推進し、地域の均衡ある発展を目指すためには、地域住民の意見が広く確実に行政に反映される仕組みが必要であり、合併前の吉井町の議員が一定期間在任し、さらに、その後の一般選挙により選出される議員の任期に相当する期間に限り、合併前の吉井町の区域の代表者が、人口に比例して確実に選出される制度を適用することが必要である。</p>
	多野郡 吉井町	24,987		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	<p>前橋市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び第3項の規定を適用し、<u>前橋市の議会の議員の残任期間に限り、合併前の前橋市の議会の議員の定数に、合併前の富士見村の区域を区域として設けられる選挙区の定数を加えた数とし、当該選挙区の定数は、3人とする。</u></p>
	勢多郡 富士見村	22,320		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び第3項の規定により、富士市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、富士市の議会の議員の定数36人に、合併前の富士川町の区域に設けられる選挙区から選出される議員3人を加え39人とする。
	庵原郡 富士川町	16,823		
焼津市 (静岡県) H20.11.1	焼津市	120,109	編入	大井川町の議会の議員は、市町村の合併の特例等に関する法律第9条第1項第2号の規定を適用し、焼津市の議会の議員の残任期間、引き続き焼津市の議会の議員として在任するものとする。なお、合併後、最初に行われる一般選挙の定数は25人以内とし、新市において決定するものとする。
	志太郡 大井川町	22,992		
熊本市 (熊本県) H20.10.6	熊本市	669,603	編入	1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定(定数特例)を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定(定数特例)を適用する。 2 議会の議員の報酬及び費用弁償の取り扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。
	下益城郡 富合町	7,962		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	合併新法第8条第2項及び第3項の規定を適用し、福島市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、伊達郡飯野町を区域とする選挙区を設け、福島市の議会の議員の定数38人に伊達郡飯野町を区域とする選挙区の議会の議員1人を加えた39人とする。
	伊達郡 飯野町	6,488		

協議（２）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて下記のとおり提案する。

平成 21 年 12 月 17 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の定数及び任期の取扱いについて、協議をしたいので別紙のとおり提出する。

なお、具体的な定数及び任期の取扱いについては、法定協議会設置後に協議する。

別紙

(参考資料)

農業委員会委員の定数及び任期に関する根拠法令

『農業委員会等に関する法律』

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3～6 (略)

(選挙による委員)

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40人を超えない範囲内で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)又は組合員各1人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人(条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 (略)

3 選挙による委員は、前条の規定による解任の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任する。

5 (略)

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

『農業委員会等に関する法律施行令』

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第12条第1号の委員として選任しなければならない委員の数と4人(同条第2号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区 分	委員の数の上限
1 (1) その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が千百以下の農業委員会	20人
2 1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人
3 その区域内の農地面積が5千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6千を超える農業委員会	40人

『市町村の合併の特例に関する法律』

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 11 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 253 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 1 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

農業委員会の選挙委員の定数基準

市町名	区域面積 (ha)	農地面積 (ha)	基準農業者数 (10a以上耕作)		被選挙人 人数
			H21.3.31 選挙人名簿 登録世帯数	農業生産 法人数	
松江市	53,028ha	4,380ha	4,157	1	8,619人
東出雲町	4,264ha	518ha	341	1	614人
計	57,292ha	4,898ha	4,498	2	9,233人

農地面積は、島根県農林水産統計年報（平成17～18年）による。

農業委員会委員数及び任期

市町名	実数	選挙委員	団体推薦			学識経験者		任 期
			農協理事	共済理事	土地改良区 理事	議 員	一 般	
松江市	37人	30人	1人	1人	1人	2人	2人	～H23.7.23
東出雲町	17人	13人	1人	1人	1人		1人	～H23.7.19
計	54人	43人	2人	2人	2人	2人	3人	

農業委員会委員選挙区及び選挙区域別定数

松 江 市		東 出 雲 町	
選挙区・区域	定数	選挙区・区域	定数
松 江 湖 北	6人	東 出 雲 町	13人
松 江 東	4人		
松 江 湖 南	5人		
鹿 島 ・ 島 根	4人		
美 保 関 ・ 八 束	3人		
八 雲 ・ 玉 湯	4人		
宍 道	4人		
計	30人	計	13人

農業委員会委員の報酬（年額/円）

市町名	会長	会長代理 ・ 部会長	部会長代理	委員
松江市	480,000円	396,000円		324,000円
東出雲町	98,000円	95,000円		94,000円

合併市町村の農業委員会委員の定数及び任期の選択肢

区分	選出方法等		選挙委員		選任委員	要件等	根拠法令
	原則	特例	定数	任期			
合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く場合	原則	新市設置の日から50日以内に選挙 全員失職。 新市設置の日から50日以内に選挙	条例で定める数	3年 (一般選挙の日から起算)	新たに選任 (農協理事1、共済理事1、土地改良区理事1、学識経験者4人以内)		農委法第3条第1項
	特例	存続。 ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選。	市町村の協議により80人以上の範囲で定める数	協議により合併後1年を超えない範囲で定める期間	新たに選任 (農協理事1、共済理事1、土地改良区理事1、学識経験者4人以内)		農委法第3条第1項 合併特例法第11条第1項第1号及び第2項
合併市町村の区域に2以上の農業委員会を置く場合	原則	編入した市町村の委員は存続。 編入された市町村の委員は失職。	編入した市町村の従前の定数	編入した市町村の従前の委員の在任期間	編入した市町村の委員は存続。 編入された市町村の委員は失職。		農委法第3条第1項
	特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、編入される市町村の選挙委員全員で互選。	編入した市町村の従前の定数 + 協議により40人以上の範囲で定めた数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。 編入された市町村の委員は失職。		農委法第3条第1項 合併特例法第11条第1項第2号及び第2項
合併市町村の区域に2以上の農業委員会を置く場合	特例	存続。 ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選。	市町村の協議により各委員会ごとに80人以上の範囲で定める数	協議により合併後1年を超えない範囲で定める期間	新たに選任 (農協理事1、共済理事1、土地改良区理事1、学識経験者4人以内)	新市町村の区域面積が24,000ha又は農地面積が7,000haを超えること	農委法第3条第2項 合併特例法第11条第3項
	特例	従前の市町村の委員は、それぞれ新農業委員会となって存続	従前の定数	従前の各農業委員会の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新農業委員会となって存続		農委法第3条第2項 農委法第34条第1項(新設)第2項(編入)

選挙委員 松江市 30人 17.3.31松江市・八束(7町村)合併時
東出雲町 13人

最近の合併事例における農業委員会の委員の取扱い

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
佐世保市 (長崎県) H22.3.31(予定)	佐世保市	248,041	編入	<p>【方針】江迎町及び鹿町町の農業委員会は、佐世保市の農業委員会に編入する。</p> <p>【委員】江迎町及び鹿町町の農業委員会の選挙による委員のうち、江迎町3名及び鹿町町2名は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第11条第1項第2号の規定により、佐世保市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き佐世保市の農業委員会の委員として在任する。</p> <p>【選挙区】特例期間経過後は、佐世保市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を改正し、選挙区の見直しを行なう。</p>
	北松浦郡江迎町	5,922		
	北松浦郡鹿町町	5,390		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	宮崎市	310,123	編入	<p>【方針】清武町の農業委員会は、宮崎市の農業委員会に統合する。</p> <p>【委員】清武町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定により、宮崎市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。</p> <p>在任特例期間終了後、委員数の配当については、法律の規定に従いおおむね選挙人の数に比例して定めるものとする。</p> <p>【選挙区】在任特例期間終了後は、清武町域を1選挙区とする。</p>
	宮崎郡清武町	28,696		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>【方針】2つの農業委員会は、平成23年7月20日をもって合併後の新市を区域とする農業委員会に統合する。</p> <p>農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定を適用し、現在、高崎市及び吉井町に設置されている農業委員会の区域ごとに、現行のまま農業委員会を設置する。</p> <p>農業委員会の委員の報酬は、2つの農業委員会が設置される期間に限り、現行のままとする。</p>
	多野郡吉井町	24,987		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	【方針】富士見村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定を適用し、 <u>前橋市の農業委員会の選挙による委員の残任期間に限り、前橋市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</u>
	勢多郡富士見村	22,320		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	【方針】富士川町の農業委員会は、富士市の農業委員会に統合する。 2 市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定により、 <u>富士川町の農業委員で選挙による委員である者のうち2人の委員が、富士市の農業委員会の委員の残任期間に限り、富士市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。</u>
	庵原郡富士川町	16,823		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	【方針】合併時に、福島市農業委員会に統合する。 ただし、 <u>合併後の農業委員の選挙による委員の定数及び選挙区について、合併までの間に調整する。</u>
	伊達郡飯野町	6,488		
村上市 (新潟県) H20.4.1	村上市	30,685	新設	【方針】選挙委員： <u>在任特例を適用する。</u> 任期は、合併の日から平成20年7月の全国農業委員統一選挙までとする。 選挙委員数 互選により30人とする。 選任委員 在任特例の適用はない。 【委員】選挙委員 30人とする。選任委員 8人とする。(農業協同組合2人、農業共済組合1人、土地改良区1人、議会推薦4人) 定数の配分 農業委員会等に関する法律第10条の2第3項の考え方により「おおむね選挙人の数に比例して」委員数を配分する。 【選挙区】選挙区の設置 旧市町村ごとに設置する。
	岩船郡荒川町	11,105		
	岩船郡神林村	10,135		
	岩船郡山北町	7,291		
	岩船郡朝日村	11,489		
島田市 (静岡県) H20.4.1	島田市	96,078	編入	【委員】農業委員会の選挙による委員の定数については23人とする。 <u>川根町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、平成20年9月30日まで引き続き合併後の市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</u> 【選挙区】選挙区数は1とする。
	榛原郡川根町	6,030		